

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	整備技術利用仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	身分証明書発行装置	3補LPS-X70005	
		大承 臣認	令和 年 月 日
	作成	令和 5年10月19日	
	改正	令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
作成等 部名	第 3 補 給 処		
	設定変更等		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において使用する身分証明書発行装置の航空自衛隊クラウドシステム（以下，“空自クラウド”という。）後方支援サービスへの接続に伴う設定変更等について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、JIS X 0001及びC&LPS-Y00010によるほか、表 1による。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下，“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 引用文書

##### 1) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS X 0001 情報処理用語

JIS X 6249 80 mm (1.46 GB/面) 及び120 mm (4.70 GB/面) DVDレコーダブルディスク (DVD-R)

##### 2) 仕様書

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

CPS-E706003-1 電子計算機借上 航空自衛隊クラウドシステム（共通プラットフォーム）

品 名	身分証明書発行装置 設定変更等
-----	-----------------

一ム) 借上 その1 (04延長)

CPS-E706006-3 身分証明書発行装置の借上 (05延長)

CPS-K99524-2 電子計算機借上 事務共通システム用器材 (その1)

### 3) 法令等

著作権法 (昭和45年法律第48号)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達) (防装庁 (事) 第137号令和4年3月31日)

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達) [防装庁 (事) 第3号31.1.9]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通知) (装プ武第188号31.1.9)

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について (通知) (装管調第807号令和3年1月21日)

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン [2023年 (令和5年) 3月31日 デジタル社会推進会議幹事会決定]

### b) 関連文書

CPS-E63009 庁舎セキュリティシステム

CPS-E70100 電子計算機借上 事務共通システム用器材 (その2)

CPS-E706001 電子計算機借上 事務共通システム用器材 (その3)

CPS-E706002 電子計算機借上 事務共通システム用器材 (その4)

CPS-E706008 電子計算機借上 航空自衛隊クラウドシステム (共通プラットフォーム) 借上 その2 (02増設)

CPS-E706009 電子計算機借上 航空自衛隊クラウドシステム (共通プラットフォーム) 借上 その3 (04増設)

CPS-E996024 事務共通システム用プログラムの適合化

CPS-K99496 電子計算機借上 市ヶ谷庁舎A棟用保全警報装置

CPS-K99510 事務共通システム用システム設計, プログラムの設計及び製造

CPS-K99525 事務共通システム用器材 (データベース) 借上

CPS-E996049-1 航空自衛隊クラウドシステム (後方支援サービス)

## 2 役務に関する要求

### 2.1 対象部隊

対象部隊は, 次による。

a) 航空幕僚監部 (市ヶ谷基地)

b) 航空システム通信隊 (市ヶ谷基地)

品 名	身分証明書発行装置 設定変更等
-----	-----------------

## 2.2 実施期間

実施期間は、契約締結から令和6年3月29日（土日及び祝日を除く。）までとする。

## 2.3 実施内容

契約の相手方は、対象部隊において、表2の貸付品に基づき、次に示す項目及び内容について、設定変更等を実施し、システム構成は、図1のとおりとする。ただし、CPS-E706 006-3 に示す現行の機能及び性能と同等とする。

なお、契約の相手方は、事前に現地調査を必要とする場合は、対象部隊との調整による。

- a) **身分証明書VMの設定** 官側が提供する空自クラウド（後方支援サービス）仮想サーバ及び表3に示すソフトウェアを用いて身分証明書VMの構築及び必要な環境設定を行い、次の事項を官側が実施可能な設定とする。また、仮想サーバの環境は、表4のとおりとする。
- 1) 身分証明書の発行管理に係る業務データを一元的に管理する。
  - 2) 身分証明書の発行に必要な情報の受信、確認及び加工を行いデータベースに取込める。
  - 3) 空自クラウド（後方支援サービス）から受信した業務データの確認結果を出力する。
  - 4) 身分証明書の発行履歴を加工し、空自クラウド（後方支援サービス）が取得するデータを作成する。
  - 5) 身分証明書VM内のデータを必要に応じてバックアップ及びリカバリする。
- b) **身分証明書発行用端末の設定** 官側が提供する身分証明書発行用端末2台に対し、表3に示すソフトウェアのインストール及び必要な環境設定を実施し、次の事項を官側が実施可能な設定とする。また、身分証明書発行用端末の環境は、表4のとおりとする。
- 1) 身分証明書の発行及び失効管理
  - 2) 身分証明書の発行時に発行管理情報を自動的に作成及び履歴の確認
  - 3) 発行した身分証明書の失効処理を実施するとともに、失効情報を保全装置に送信する。（送信失敗の通知及び再送を含む。）
  - 4) 発行したIC付身分証明書のIC内に記録されている各アプリケーションの追加及び削除
- c) **データ移行** 官側が行う事務共通システムの身分証明書VMからa)で設定した身分証明書VMへのデータ移行の支援を行う。
- d) **動作確認** 動作確認は、4.1.c)に示す動作確認要領書に基づき実施するほか、次による。
- 1) **身分証明書発行装置の機能確認** a)で設定した身分証明書VMとb)で設定した身分証明書発行用端末間の接続に係る機能の確認を行う。
  - 2) **保全装置との接続確認** 保全装置と接続し、身分証明書の失効情報が提供されるこ

品 名	身分証明書発行装置 設定変更等
-----	-----------------

とを確認する。

#### e) 事務共通システムから後方支援サービスの接続切替支援

### 2.4 役務の実施体制

契約の相手方は、役務の実施に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に航空幕僚監部人事教育部補任課人事第2班長（以下、“空幕補任課2班長”という。）と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 業務従事者は、本役務に関する知識、技能及び経験等を有する者とする。
- c) 業務従事者は、身分証明書発行装置の機能概要を理解し、装置を構成するハードウェア及びソフトウェアに関する十分な知識を有している者とする。
- d) 業務従事者は、b)及びc)に掲げる者のほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）及び業績等を有する者とする。
- e) 業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢をとる。

### 2.5 臨時技術員の改善

臨時技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3による。

### 2.6 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方（下請業者、再委託先等を含む。）は、役務の実施に当たり、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

### 2.7 再委託

契約の相手方は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づき、次により実施する。

- a) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、分支担官の承認を受けなければならない。
- c) b)に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うほか、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- d) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合

品 名	身分証明書発行装置 設定変更等
-----	-----------------

は、官側と協議した上で、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に基づき必要な手続きを実施する。

### 3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **役務実施計画書** 契約の相手方は、契約後速やかに、実施体制、実施要領、実施工程及び官側における支援を必要とする事項を記載した役務実施計画書を作成し、空幕補任課2班長及び第3補給処資材計画部長（以下、“3補資計部長”という。）の確認後、分支担官の承認を得た後、表5に示す提出先に提出する。
- b) **臨時技術員届** 契約の相手方は、臨時技術員届を、C&LPS-Y00010の3.1により作成し、空幕補任課2班長の確認を受けた後、分支担官の承認を得る。  
 なお、臨時技術員届については、4.1a)の役務実施計画書と合わせて提出し、役務の実施に当たり、技術員等に携行させる。
- c) **動作確認要領書** 契約の相手方は、2.3d)に当たり、空幕補任課2班長と調整の上、動作確認要領書を作成し、承認を得た後、表5に示す提出先に提出する。
- d) **現地作業実施計画書** 契約の相手方は、2.3における現地作業を実施するに当たり、対象部隊と調整を行い、次の事項を記載した現地作業実施計画書を作成し、空幕補任課2班長、航空システム通信隊クラウド基盤管理隊長（以下、“空シス隊クラ管隊長”という。）及び3補資計部長の確認を受け、分支担官の承認を得る。
  - 1) 作業内容
  - 2) 実施時期
  - 3) 実施部隊及び場所
  - 4) 運用に与える影響
  - 5) 対象部隊の支援を必要とする事項
- e) **役務結果報告書** 契約の相手方は、役務実施期間終了後速やかに、役務の概要及び詳細に関する事項を記載した役務結果報告書を作成し、空幕補任課2班長の承認を得た後、表5に示す提出先に提出する。

#### 4.2 貸付品

契約の相手方は、表2に示す貸付品について、資料保有部隊と調整し、貸付又は閲覧が可能である。

#### 4.3 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要さない

品 名	身分証明書発行装置 設定変更等
-----	-----------------

と確認していない一切の情報をいう。) その他の非公知の情報 (以下, “保護すべき情報等” という。) の取扱いに当たっては, **装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達)** における別紙 “装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項” 及び添付資料 “調達における情報セキュリティ基準” に基づき (保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては, これらに準じて), 適切に管理する。この際, 特に, 保護すべき情報等の取扱いについては, 次の履行体制を確保し, これを変更した場合には, 遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集, 整理, 作成等した一切の情報が, 防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き, 契約相手方に係る親会社, 地域統括会社, ブランド・ライセンサー, フランチャイザー, コンサルタントその他の契約相手方に対して指導, 監督, 業務支援, 助言, 監督等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

#### 4.4 官側における支援

契約の相手方は, 必要な場合次の事項について, 対象部隊の監督官と調整して, 可能な範囲で支援を受ける。

- a) 対象部隊の保有する機器等の使用及び操作に関する事項
- b) 対象部隊の保有するデータ及び資料の閲覧に関する事項
- c) 役務の実施に必要な場所及び備品等の利用
- d) 対象部隊での電気, 水, 冷暖房設備 (燃料を含む。) の利用
- e) 臨時技術員の待機場所
- f) 基地への立入りに関する手続き
- g) その他, 監督官が必要と認めた事項

#### 4.5 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は, **情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達)** 及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通知)** に基づき, サプライチェーン・リスク対応を行う。

表 1－用語及び定義

用 語	定 義
D I I	Defense Information Infrastructure（防衛情報通信基盤）の略名で，自衛隊が共通に使用する音声通信網及びデータ通信網を指す。また，データ通信網に接続を承認された情報システムに必要なサービスを提供するものをいう
失効情報	I Cカード身分証を紛失した際に市ヶ谷庁舎A棟用保全警報装置及び庁舎セキュリティシステムへ送信される情報をいう
VM	仮想的に構築されたコンピュータをいう
市ヶ谷A棟保全警報装置	航空自衛隊が航空自衛隊市ヶ谷基地における庁舎A棟内の特定の事務室等区画の秘密保全態勢を確保するための装置をいう
庁舎セキュリティシステム	航空自衛隊が航空自衛隊横田基地における庁舎内の特定の事務室等区画の秘密保全態勢を確保するために整備したシステムをいう
事務共通システム	CPS-K99524-2により借り上げているシステムをいう
航空自衛隊クラウドシステム	CPS-E706003-1により借り上げているシステムをいう
後方支援サービス	事務共通システムにおいて整備されている業務等を提供する機能
保全装置	市ヶ谷A棟保全警報装置及び庁舎セキュリティシステムをいう
官給品等	契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料，部品，機器，治工具，測定器等（ソフトウェアその他電子計算機情報を含む。）

表 2 - 貸付品

番号	名 称	数量	秘等区分	資料保有部隊
1	航空自衛隊クラウドシステム システム設計書	1	なし	航空システム通信隊 (市ヶ谷基地)
2	航空自衛隊クラウドシステム 全体サービス設計書	1	なし	航空幕僚監部防衛部 事業計画第2課 (市ヶ谷基地)
3	航空自衛隊クラウドシステム セキュリティサービス 運用プ ログラム基本設計書	1	なし	
4	航空自衛隊クラウドシステム 後方支援サービス プログラム 基本設計書	1	なし	
5	身分証明書発行装置 システム構成書	1	なし	
6	身分証明書発行装置 ソフトウェア一覧表	1	なし	航空幕僚監部人事教 育部補任課 (市ヶ谷基地)
<b>注記</b> 貸付又は閲覧時の最新版とし、変更等があった場合は、変更された最新版の貸付を受ける。				



表3－官提供ソフトウェア

番号	対象	品名	概要
1	身分証明書VM	OpnGov SQL Server Standard Edition 2019 (J/E) Std	データベースソフトウェア
2		Acronis Backup 12.5 Standard Server ラ イセンス+初年度AAS GV/AC	バックアップソフト ウェア
3		Office Professional Plus 2019(J/E) Std	総合オフィスソフト ウェア
4		人事DB連携ツール	人事データ連携用 ソフトウェア
5	身分証明書発行用 端末	失効情報管理ツール	身分証情報管理ソフ トウェア
6		発行台帳管理ツール	身分証情報管理ソフ トウェア
7		基本情報管理ツール	I Cカード情報管理 ソフトウェア
8		身分証明書印刷キット	身分証明書印刷ソフ トウェア
9		Acronis Backup 12.5 Standard Workstation ライセンス+初年度AAS GV/AC	バックアップソフト ウェア
10		faceCLIP	顔写真切り出しソフ トウェア
11		Office Professional Plus 2019(J/E) Std	総合オフィスソフト ウェア
12		AdobeReader 2017	P D Fファイル表示 ソフトウェア
13		Edge	W e bブラウザ・ソ フトウェア

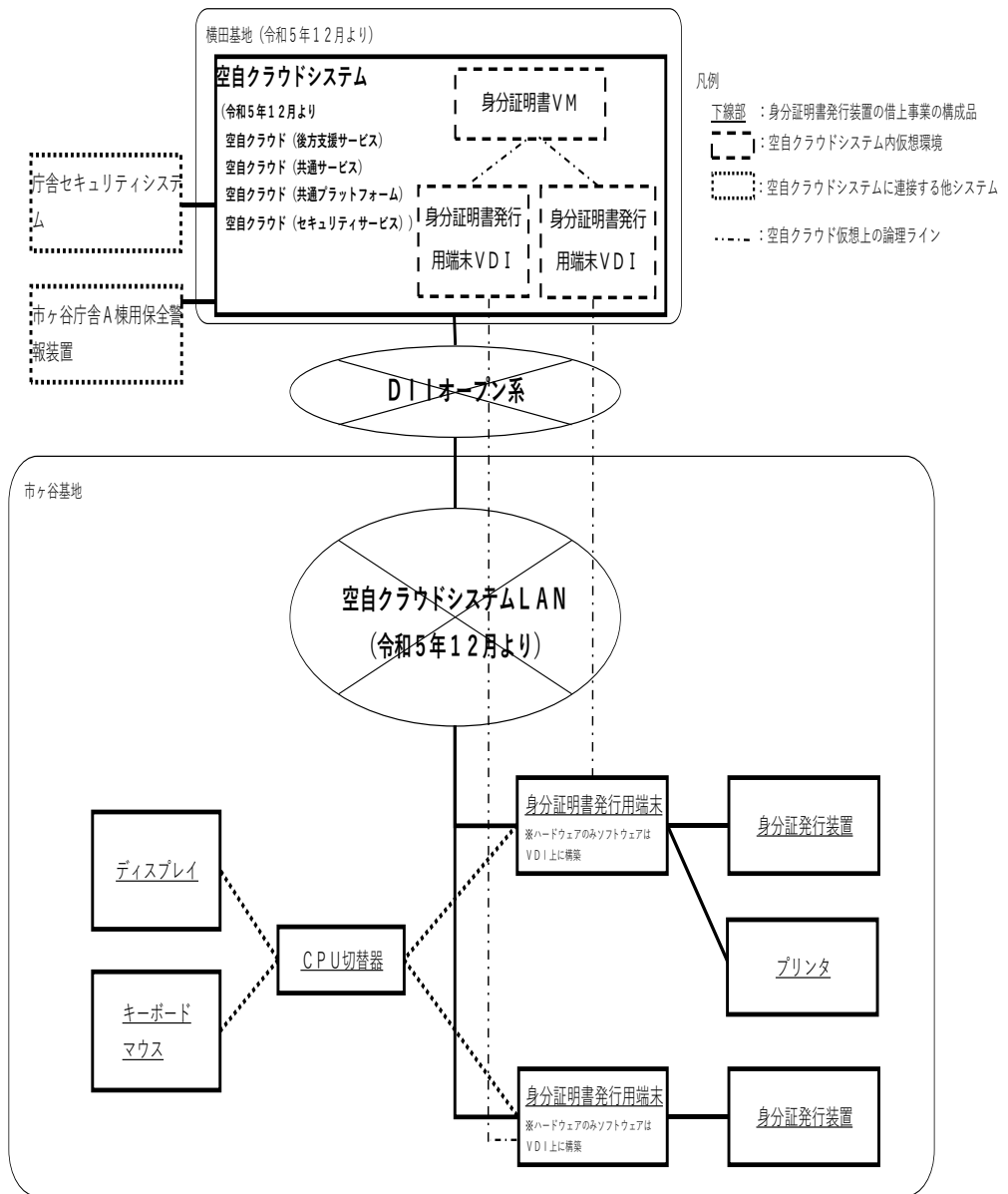
表 4－仮想サーバ及び身分証明書発行用端末の環境

装置名	種別	種別	性能
空自クラウド (後方支援サ ービス) 仮想 サーバ	ハードウェア	C P U	Intel Xeon Platinum 8165 2コア
		メモリ容量	6GB
		仮想ディスク 容量	C (100GB) , D (500GB) , E (なし)
	ソフトウェア	O S	Microsoft Windows Server 2022 Datacenter
		仮想基盤管理 ソフトウェア	VMware vSphere Client バージョン 7
身分証明書発 行用端末 (基 本処理装置)	ハードウェア	C P U	Core i7-9700
		メモリ容量	4GB
		ディスク容量	500GB HDD
	ソフトウェア	O S	Windows 10 Enterprise E3

表 5－提出書類

番号	名 称	提出時期	提出先	提出要領	提出部数
1	役務実施計画書	契約後速やかに	分支担当	紙媒体	各 1 部
			空幕補任課 2 班長	DVD-R <sup>a)</sup>	
2	臨時技術員届	契約後速やかに	分支担当	紙媒体	
3	動作確認要領書	動作確認実施の 2 週間前まで	空幕補任課 2 班長	DVD-R <sup>a)</sup>	各 1 部
			空シス隊クラ管隊長		
4	現地作業実施 計画書	必要の都度	分支担当	紙媒体	各 1 部
			空幕補任課 2 班長	DVD-R <sup>a)</sup>	
			空シス隊クラ管隊長		
5	役務結果報告書	納期まで	空幕補任課 2 班長		
<p>注記 1 ファイルの用紙サイズは、JIS P 0138に基づく A 列 4 番縦を基準とする。</p> <p>注記 2 媒体の規格は、JIS X 6249とする。</p> <p>注<sup>a)</sup> ファイルの形式は、PDF 及びMicrosoft Office とする。</p>					

図1ーシステム構成図



情報セキュリティ指定書	統制番号	M05S-341AE2DE-NPA-0001		
	調達要求番号	DP2351 5X19 0014~0014		
	調達要求年月日	令和5年10月19日		
	作成部課	第3補給処資材計画部資材計画課		
	作成年月	令和5年10月19日		
件名	身分証明書発行装置 設定変更等			
仕様書番号	3補LPS-X70005			
1 指定事項				
<p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に基づき適切に管理するものとする。</p>				
2 保護すべき情報				
保護すべき情報を次のとおり指定する。				
番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（保護すべき情報及び特定資料又は特定物件に該当するものを除く。）	—	—	—